

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日は、その翌日)

鳥取県規則第四十一号

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六千円」を「七千円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。
- 昭和五十年三月三十一日以前に保母養成所に入学した者に係る修学資金の月額については、改正後の保母修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則
町の区域の変更
保険医の登録
地籍調査の成果の認証
土地改良事業計画の決定

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百二号の一部改正
昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号の一部改正

◆公 告 昭和五十年度砂利採取業務主任者試験の実施
◆正 誤 昭和五十年四月鳥取県告示第三百三十八号中訂正

鳥取県規則第四十二号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平林鴻三

規 則

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平林鴻三

第五条中「第五条の二」を「第六条」に改める。
第六条中「第六条」を「第七条」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表中「別表」を「別表（第五条関係）」に改め、同表の表を次のよう
に改める。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区	分	使 用 料 の 額
○円以上の場合	一人月額 七、四四〇円	収入月額から必要経費を控除した額が九、〇
○〇円以上九、〇〇〇円未満の場合	一人月額 五、〇〇〇円	収入月額から必要経費を控除した額が七、〇
○〇円以上七、〇〇〇円未満の場合	一人月額 三、〇〇〇円	収入月額から必要経費を控除した額が五、〇
○〇円以上五、〇〇〇円未満の場合	一人月額 一、〇〇〇円	収入月額から必要経費を控除した額が三、〇

区域を変更する町の名称	同上の区域(昭和五十年五月十五日現在の地番による。)
東町二丁目	東町一丁目の全域、栗谷町二及びこれと一体をなす国有地の一部並びに江崎町一の一
江崎町	江崎町のうち一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに江崎町一の一と一体をなす国有地

鳥取県告示第五百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
田 中 彰	鳥齒第三二九号	昭和五十年六月二十一日

鳥取県告示第五百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

鳥取県告示第五百七十五号

氣高郡氣高町下光元地区及び常松の一部地区における地籍調査の成果は、
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づ
き、国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のと
おり告示する。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査を行つた者の名称

氣高町

二 調査を行つた時期

昭和四十一年度、四十七年度及び四十八年度

三 成果の名称

氣高町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行つた地域

氣高郡氣高町大字下光元及び大字常松の一部

五 認証年月日

昭和五十年七月一日

鳥取県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定
に基づき、昭和五十年一月三十一日付けで西伯郡淀江町大字福岡一、〇四
〇番地渡辺茂昭ほか四十二人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（
淀江宇田川地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同

法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（淀江宇田川地区ほ場整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年七月一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

淀江町役場及び大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧
期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廢の指定について）の一部を
次のように改正する。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県東部県税事務所 鳥取市東町一丁目三一〇」を「鳥取県東部県
税事務所 鳥取市東町一丁目二七一」に、「鳥取県東部福祉事務所 鳥取
市東町一丁目三一六」を「鳥取県東部福祉事務所 鳥取市東町一丁目二七
一」に、「鳥取県鳥取地方農林振興局 鳥取市東町一丁目二二〇」を「鳥
取県鳥取地方農林振興局 鳥取市東町一丁目二七一」に、「鳥取県鳥取土

木出張所 鳥取市扇町一七六を「鳥取県鳥取土木出張所 鳥取市東町一丁目一七一」に改め。

鳥取県告示第五百七十八号

昭和五十年六月十四日鳥取県告示第五百一十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一項を次のように改正し、昭和五十年七月一日から施行する。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一項の表の株式会社鳥取銀行の本店の項中「鳥取県鳥取土木出張所」を削り、同表の株式会社鳥取銀行の県庁前支店の項中「鳥取県衛生研究所」を「鳥取県鳥取土木出張所」に改める。

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和50年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和50年7月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び時間

試験科目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	午前10時から 12時まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和50年7月31日（木）
(2) 試験の場所 鳥取市福祉文化会館（鳥取市西町二丁目311番地）

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

- (1) 受験願書
(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

3 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に
はり付けること。

5 昭和50年7月1日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第4659号 (第三種郵便物認可)

5 受験願書の提出期間

昭和50年7月5日から昭和50年7月15日まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

正

誤

昭和五十年四月鳥取県告示第三百三十八号（解除予定の保安林について）
中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

貢 段 行 誤 正
三 上 八 郡頭 八頭郡